

## 自律的運営に向けた地域活動協議会の取組(イメージ)

めざす状態	めざす状態に向けた課題・取組	ステージ1 (26年度達成水準)	ステージ2	ステージ3	AP 番号	2.0 具体的 な取組
I 地域課題への取組  地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	地域課題やニーズに対応した活動の実施	①地域課題やニーズの把握ができる。 ②地域の将来像の共有ができる。 ③地域課題やニーズに対応するための活動を実施できている。 ④話し合いにより補助金が適切に活用されている。 ⑤地域活動協議会の活動区域の全住民を対象とした活動が行われている。	⑥地域資源(ヒト、モノ、カネ、情報)が有効に活用され、地域課題の解決が図られている。 ・自主財源の確保に取り組んでいる(イベントへの出店、参加費、寄付や物品の提供、広告等)。 ・コミュニティ・ビジネス(CB)化、ソーシャル・ビジネス(SB)化に取り組んでいる。	⑦テーマや必要に応じて、(当事業以外の)適切な中間支援組織が活用されている。	1(4) 1(5) 1(6)	IIア IIIア① IIIア② IVイ IVウ
	法人格の取得	①法人格取得の意義について理解している。	②地域活動の進捗に応じて、法人格の取得に向けた検討を行っている。	③地域活動の状況に応じて、法人格の取得に向けた取組を行い、取得している。	1(4)ア	
イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大している	これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進	①地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるように取組に工夫を行い実施している。 ・参加意向を把握するためのアンケート調査の実施。 ・広報紙やチラシなどの作成を工夫して行った。	②イベント等への参加の呼びかけをさまざまな媒体を活用したり、さまざまな活動主体間で連携・協働するなどして、効果的に行っている。	③イベント等への参加の呼びかけをITの活用等(SNSなど多様な媒体の活用)により効果的に行っている。	1(1)	IIア
II つながりの拡充  地域活動協議会を構成する活動主体同士や、地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働が促進されている	地域活動協議会を構成する活動主体同士【地域活動協議会内部】	①さまざまな活動主体が地域活動協議会に参画する機会が保障されている。 ②さまざまな活動主体が幅広く参画し、地域活動協議会内部で連携・協働が行われている。 ③新たな活動主体(担い手)の参画に向け、意見交換や話し合いなどの交流をする場を設けるなどの取組を行っている。	④これまで参画していなかった、新たな活動主体の参画により、これまでにない、新たな取組や連携・協働ができる。	⑤地域活動協議会を構成する活動主体内や活動主体間で、取組実施や連携・協働の技術・手法(ノウハウ)が継承され、地域活動協議会内に蓄積されている。(世代間継承等)	1(3) 1(4)ア	IIア IIIア② IIIイ IVイ
	地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働【外部との連携・協働】	①地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との交流の場(意見交換や話し合いなど)に参加し、情報共有している。	②地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との間で、連携・協働して取組を行うことができている。	③地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体とのネットワークができており、連携・協働して取組を継続的に行なうことができている。		
	地域公共人材の活用	①地域公共人材の意義について理解している。	②新たな活動の企画検討の場等で地域公共人材を活用した。	③地域公共人材バンクを積極的に活用して、さまざまな活動主体との連携・協働を実現している。		
III 組織運営  民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	議決機関(総会・運営委員会等)の適正な運営	①議決機関(総会・運営委員会等)における選任・決定等が適正に行われ、組織や事業の運営が民主的に行われている。 ②議決機関(総会・運営委員会等)の議事録が作成され、活動拠点において閲覧できるようになっている。 ③監事による監査が実施されている。	④議決機関(総会・運営委員会等)が必要に応じ定期的に開催され、さまざまな意見が反映されている。 ⑤議決機関(総会・運営委員会等)の議事録を地域の広報紙、回覧板や掲示板などに掲載し、周知している。	⑥議決機関(総会・運営委員会等)の構成員の交替等により、地域活動協議会内で運営の方法等が継承され、蓄積されている。(世代間継承等) ⑦地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して、議決機関(総会・運営委員会等)の議事録が閲覧できるようになっている。	1(4)	IIア IIIア② IVイ
	会計事務の適正な執行	①会計ルール等が作成、共有されている。(会計担当者を置く、支出手続を定める、等) ②会計に関する書類、帳簿が作成され、整備されている。 ③事業計画書及び収支決算書等に関する書類や会計帳簿が、活動拠点において閲覧できるようになっている。	④事業計画書及び収支決算書等に関する書類や会計に関する情報を、地域の広報紙、回覧板や掲示板などに掲載し、周知している。 ⑤財産台帳を作成している。	⑥地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して、事業計画書及び収支決算書等に関する書類が閲覧できるようになっている。 ⑦会計ソフト等を活用して、電子媒体により会計の処理を行っている。		
	多様な媒体による広報活動	①広報担当者を置いている。 ②活動内容(案内や実施報告等)を地域の広報紙、回覧板や掲示板などに掲載し、周知している。	③地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して、活動内容(案内や実施報告等)の情報発信を行っている。 ④さまざまな活動主体と連携・協働した広報活動ができる(広報経路(ルート)が広がっている)。 ⑤広報担当者が著作権や個人情報の保護、管理等について理解している。	⑥電子広報媒体による、地域活動協議会と住民や活動主体等の双方向の情報発信が活発に行われている。 ⑦広報媒体を活用した広告事業を実施している。		
IV 区独自取組						

◆ステージ1の項目については、全項目必須

網掛け部分は地域活動協議会のニーズに応じて目標設定する項目

AP:市政改革プランアクションプラン編

2.0:市政改革プラン2.0(区政編)具体的な取組項目

平成29年度	形成済の全地域活動協議会について、ステージ1・2の項目を全て達成
平成30年度	形成済の全地域活動協議会について、ステージ1・2の項目を全て達成の他、 ステージ3の各項目のうち、3項目を達成

※目標については、各区において、平成30年度末までに、当「新たな地域コミュニティ支援事業」により、どこまでの項目の達成(支援)をめざすのかを検討のうえ、設定